

平成21年度 第1回 岐阜県内水面漁場管理委員会 議事録

1. 開催日時 平成21年5月15日(金)
13:30~14:45

2. 開催場所 水産会館 2F 第3会議室

3. 委員の定数 13名
出席委員 12名

漁業者代表: 奥村義雄、桂川善彦、神谷清、戸部一秋、西脇庄市、
吉澤 喜

遊漁者代表: 町野親生、渡辺澄子

学識経験者代表: 川合千代子、駒田格知、皆川朋子、吉村朝之

4. 審議事項

- ・議第1号 岐阜県内水面漁場管理委員会の事務局長及び書記の任免について
- ・議第2号 遊漁規則の一部変更について

5. 議事の経過

【開会宣言】

○戸部会長

それでは、只今から、平成21年度第1回の内水面漁場管理委員会を開会します。
本日は、委員の皆様には大変お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。
本日の議題は、「岐阜県内水面漁場管理委員会の事務局長及び書記の任免について」ほか1件でありますので、よろしくお願いします。本日の出席委員数の確認を事務局から報告願います。

○松田書記

本委員会委員定数13名中12名の出席であり、岐阜県内水面漁場管理委員会事務
規程第6条で定める「過半数の出席」を満たしていることをご報告します。

○戸部会長

本日の議事録署名者には、西脇委員さんと駒田委員さんをお願いしたいと思います。
宜しくお願いします。

【議第1号】

○戸部会長

それでは、議事に入らせていただきます。議第1号「岐阜県内水面漁場管理委員会
の事務局長及び書記の任免について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

○松田書記

それでは、議第1号「岐阜県内水面漁場管理委員会の事務局長及び書記の任免につ
いて」を説明させていただきます。本議題は、岐阜県内水面漁場管理委員会事務規程
第3条第3項の規定により、当委員会の事務局長及び書記の任免をするものでございま
す。解任、事務局長、荒井真、前水産課長、同じく解任、森美津雄、前水産課技術課
長補佐、任命、事務局長、浅野篤志、現水産課長、同じく任命、書記、可児忠衛、現

水産課技術課長補佐。任免理由につきましては、県職員の人事異動に伴うものというものでございます。

○戸部会長

ただ今事務局から説明がありましたが、なにか質疑等はございませんか。

○委員

(「異議なし」の発言)

○戸部会長

それでは、無いようですので、ただ今から採決を行います。

お諮りいたします。議第1号「岐阜県内水面漁場管理委員会の事務局長及び書記の任免について」は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○委員

(「異議なし」の発言)

○戸部会長

ご異議がないようですので、議第1号については原案のとおり決定します。

それでは、ここで、浅野事務局長から挨拶をお願いします。

○浅野事務局長

(挨拶)

【議第2号】

○戸部会長

それでは、続きまして、議第2号「遊漁規則一部変更について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

○松田書記

それでは、議第2号「遊漁規則の一部変更について」を説明させていただきます。本議題は遊漁規則の一部変更について、漁業法第129条第4項の規定により、岐阜県知事から意見を求められたものでございます。P3をご覧ください。ここに概要を示しておりますけれども、今回、知事から意見を求められました規則の変更は、10漁協に係る8つのものでございます。まず、内共第7号、根尾川筋漁協、釣り専用区の期間の変更、釣り専用区5箇所、終期を20日間延長するというものでございます。続きまして、内共第16号、郡上漁協、禁止区域の変更、禁漁区を1箇所解除し、2箇所新設するというものでございます。続きまして、内共第19号及び21号、美山漁協、釣り専用区の区域の変更、延長2箇所、続きまして、内共第26号～第29号、恵那漁協、釣り専用区の区域の変更、延長2箇所、さらに、アユの遊漁料の増額、通常のものについて、日釣2,000円を3,000円に、年釣10,000円を12,000円に、雑魚共用年釣15,000円を17,000円に、減免対象者のうち、高校生、女性のものについて日釣1,400円を2,100円に、年釣7,000円を8,400円に、雑魚共用年釣10,500円を11,900円に、70歳以上、心身障害者のものについて、日釣1,000円を1,500円に、年釣5,000円を6,000円に、雑魚共用7,500円を8,500円に、また、アユの現場加算料2,000円を3,000円にするというものでございます。続きまして、内共第30号、飛騨川漁協、アユの遊漁料の増額、通常のものについて、日釣2,000円を3,000円に、年釣10,000円を12,000円に、減免対象者について、日釣1,000円を1,500円に、年釣5,000

円を6,000円に、また、アユの現場加算料を2,000円から3,000円にするというものでございます。続きまして、内共第36号、和良川漁協、アユの遊漁料の増額、通常のものについて、年釣8,000円を10,000円に、減免対象者について、年釣5,000円を7,000円にするものでございます。続きまして、内共第37号、土岐川漁協、ワカサギの遊漁期間の変更、11月1日から翌年3月31日までのところを、周年遊漁可能とするものでございます。続きまして、内共第41号、高原川漁協他2、遊漁料、アユ・雑魚共用、の増額、通常のものについて日釣1,500円を2,000円に、年釣6,000円を10,000円に、減免対象者について、日釣750円を1,000円に、年釣2,000円を5,000円に、また、現場加算料を1,000円から2,000円にするというものでございます。それでは続きまして、詳細について説明させていただきます。P5をご覧ください。それではまず、内共第7号、根尾川筋漁業協同組合のものです。これにつきましては、既に設定されております釣り専用区、期間の延長のみでございますので、区域の読み上げにつきましては、省略させていただきますが、これら5箇所の釣り専用区について、期間、組合が定めて公示する日から8月31日までを、組合が定めて公示する日から9月20日までとするものでございます。変更理由につきましては、当組合では網漁の解禁日を5段階に設定する等、これまでも釣り遊漁者への配慮に努めてきたが、昨年、周年釣り専用区を新設したところ好評であったこと等から、既存の釣り専用区5箇所についてもその「期間」を延長し、さらに釣り遊漁者への配慮に努めて遊漁者増大を図るというものでございます。施行予定年月日につきましては、認可の日でございます。続きまして、内共第16号、郡上漁業協同組合のものです。参考となります図面はP8以降に添付してございます。禁止区域、第5条、前条に規定する期間内であっても、次の表のア欄に掲げる区域内においては、それぞれイ欄の間中は、ウ欄の魚種について遊漁をしてはならない。の区域、市島大洞谷川の本川を除く支派川全域と犬啼谷川の本川及び支派川全域の区域を新たに加えるというものでございます。変更理由につきましては、これまで禁止区域としていた市島大洞谷川の本川について、魚影が濃くなり、良好な漁場となったため、禁止区域を解除するものです。一方、天然魚の産卵場として有効な場所を禁止区域とし、魚類の繁殖保護を助長するというものでございます。施行予定年月日は認可の日でございます。続きまして、内共第19号及び第21号、美山漁業協同組合のものです。参考となります図面はP13に添付してございます。釣り専用区、第6条、次の表のア欄に掲げる区域においては、イ欄の間中は、ウ欄に掲げる以外の漁具・漁法で遊漁をしてはならない。の区域、武儀川、佐野の佐野橋上流50mより下流、あみかけおおはしまの間を、あみかけおおはし下流100mまでの間までに、武儀川支流神崎川、片原の片原キャンプ場より橋より下流、コテージ村せせらぎ橋までの間を、瀬見橋までの間までに、それぞれ延長するというものでございます。変更理由につきましては、遊漁者の要望に応え、友釣り専用区を延長するというものでございます。施行予定年月日は認可の日でございます。続きまして、内共第26号から第29号、恵那漁業協同組合のものです。参考となります図面はP15以降に添付してございます。釣り専用区、第6条、次の表のア欄に掲げる区域においては、イ欄の間中は、ウ欄に掲げる以外の漁具・漁法で遊漁をしてはならない。の区域、中津川新中津川橋下えん堤から上流の区域と付知川知原橋から下流400mの間を削除し、中津川、桃山橋下えん堤から上流の区域と付知川、知原橋から下流、さるとびの落ち込みまでを新たに加えるというものでございます。表記の都合上、削除し、新設する形をとっておりますが、実質は、現行区域の延長となっております。変更理由につきましては、釣り人からの要望に応え、釣り専用区の区域を延長するものでございます。施行予定年月日は認可の日でございます。続きまして同じく恵那漁業協同組合、遊漁料等の変更ですが、遊漁料の額及び納付方法、第8条、遊漁料の額は次のとおりとする。魚種、あゆ、漁具・漁法、手釣り、竿釣り、遊

漁料、日釣り 2,000 円、年釣り 10,000 円、日釣り現場加算料 2,000 円をそれぞれ 3,000 円、12,000 円、3,000 円に、あゆ・雑魚共用の手釣り、竿釣りの遊漁料、年釣り 15,000 円を 17,000 円に、下表の方へ行っていただきまして、減免対象者のうち、高校生、女性のあゆ遊漁料、日釣り 1,400 円、年釣り 7,000 円をそれぞれ 2,100 円、8,400 円に、同じく高校生、女性のあゆ・雑魚共用遊漁料、年釣り 10,500 円を 11,900 円に、70 歳以上の者、心身障害者のあゆ遊漁料、日釣り 1,000 円、年釣り 5,000 円をそれぞれ 1,500 円、6,000 円に、同じく 70 歳以上の者、心身障害者のあゆ・雑魚共用遊漁料、年釣り 7,500 円を 8,500 円にするものでございます。変更理由につきましては、釣り人の減少等による組合経営の悪化から平成 20 年度に組合員の賦課金を増額したが、魚粉の値上がり等に伴う増殖経費の高騰等から、今後も現状の増殖努力を維持していくためには、遊漁者の方にも相応の負担をしていただかなければ立ち行かない状況にあるため、遊漁料を増額するというものでございます。なお、当組合では、平成 16 年から設置し好評を得ている周年網の入らない釣り専用区の延長も併せて申請する等、遊漁者への配慮に努めています。施行予定年月日は平成 22 年 1 月 1 日でございます。P18 をご覧ください。これは遊漁料の妥当性を判断するための、目安となる金額をはじき出す計算式なのですが、詳細は省略させていただきますが、当該組合が行う増殖と、漁場管理に係る経費が算定のベースとなっております。そして、その様にしてはじき出された金額、アユの年券が①、19,769 円、これに対して申請額、② 12,000 円、あゆの日券が③、3,041 円、これに対しまして、申請額、④、3,000 円と、不当に高額な申請とは認められず、適正と思われます。続きまして、内共第 30 号、飛騨川漁業協同組合、ここも、遊漁料等の変更でございます。遊漁料の額及び納付方法、第 7 条、遊漁料の額は次のとおりとする。魚種あゆ、漁具・漁法、竿釣りの遊漁料、日釣り 2,000 円、年釣り 10,000 円、現場加算料 2,000 円をそれぞれ 3,000 円、12,000 円、3,000 円に、下表の方へ行っていただきまして、減免対象者について、魚種あゆ、心身障害者、75 歳以上の者の遊漁料、日釣り 1,000 円、年釣り 5,000 円、現場加算料 2,000 円をそれぞれ 1,500 円、6,000 円、3,000 円にするものでございます。変更理由につきましては、稚アユの放流等、増殖事業に力を入れるために遊漁料を値上げするものである。なお、21 年度から行使料を値上げして組合員にも負担を願う。また、賦課金について、現時点においては各種放流事業、河川環境整備事業等を組合員に、ボランティアにてお願いしている現状から値上げすることは難しいが、近々に検討していくことを考えているというものでございます。施行予定年月日は認可の日でございます。P23 をご覧ください。先ほど説明させていただきましたように、はじき出された金額、アユの年券が、①、15,832 円、これに対しまして申請額、12,000 円、アユの日券が③、3,166 円、これに対しまして、申請額④、3,000 円と不当に高額な申請とは認められず、適正と思われます。続きまして、内共第 36 号、和良川漁業協同組合、ここも遊漁料の変更でございます。遊漁料の額及び納付方法、第 7 条、遊漁料の額は次のとおりとする。魚種、あゆ、漁具・漁法、友釣り、遊漁料 8,000 円を 10,000 円に、下表の方へ行っていただきまして、減免対象者について、魚種あゆ、心身障害者、75 歳以上の者の遊漁料、年釣り 5,000 円を、7,000 円にするものでございます。変更理由としましては、景気状況が悪化していく中、組合の自助努力のみでは経営の改善に限界があるため、組合の存続並びに増殖事業の継続のため遊漁料を値上げするというものでございます。施行予定年月日は、認可の日でございます。これも先ほど説明させていただきましたように、はじき出された金額、アユの年券が①、12,049 円、これに対しまして申請額が 10,000 円と不当に高額な申請とは認められず、適正と思われます。続きまして、内共第 37 号、土岐川漁業協同組合のものでございますが、遊漁期間、第 4 条、次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。というところに、この様に周年遊漁可能な欄に「わかさぎ」を加えるというものでございます。変更理由につきましては、

わかさぎの禁漁期間の設定は、その自然再生産を期待してのものであったが、結果、再生産は皆無に等しく、毎年の卵放流に頼らなければならない現状にあること、また、一つの漁場における複数の魚種の異なる禁漁期間の存在がトラブルの誘発要因になっていること等から、当該魚種の禁漁期間を解除するというものでございます。施行予定年月日は、認可の日でございます。続きまして、内共第41号、高原川、宮川下流及び富山漁業協同組合の共有漁場のものですが、これも遊漁料の変更でございます。遊漁料の額及び納付方法、第7条、遊漁料の額は次のとおりとする。魚種、あゆ・雑魚、漁具・漁法、竿釣り、手釣り、遊漁料、日釣り1,500円、年釣り6,000円、現場加算料1,000円を、それぞれ、2,000円、10,000円、2,000円に、下表の方へ行っていただきまして、減免対象者について、中学生、心身障害者、75歳以上の者の遊漁料、日釣り750円、年釣り2,000円をそれぞれ1,000円、5,000円にするものでございます。変更理由につきましては、平成19年から起きた魚粉及び原油の高騰に伴い、平成20年には全国内水面漁連が行う鮎配給事業の鮎苗単価も上昇した。今後も、現状の増殖努力を維持するために、遊漁者に対しても負担増をお願いしたい。また、高齢化や余暇消費の多様化による遊漁者数の減少が起きており、遊漁者一人当たりの負担については、増加せざるを得ない状況にあるというものでございます。施行予定年月日につきましては、平成21年6月1日でございます。P34をご覧ください。これも先ほど説明させていただきましたようにはじき出された金額、年券が①、59,249円、これに対しまして申請額②、10,000円、日券が③、11,849円、これに対しまして申請額④、2,000円と不当に高額な申請とは認められず、適正と思われます。以上、いずれの変更案につきましても遊漁を不当に制限するものではなく、また、遊漁料の増額につきましても不当に高額なものとは認められず、適正と思われます。

○戸部会長

ただ今事務局から説明がありましたが、なにか質疑等はございませんか。

○吉村委員

単純な思いなのですが、遊漁者が減っている現状にあって、この値上げによってさらに拍車がかかるということはないですか。

○神谷委員

私どもの組合の例を申しますと、買わなければならないもののほとんどの値は上がっています。去年のガソリンの高騰といいますのはものすごいものがありまして、今でこそ、高速道路が1,000円になったり燃料の値段が下がったりしてきましたが、去年は特別であったらと思うのですが、ガソリンの高騰で、関東圏の人にはほとんど来ていただけませんでした。以前は大型バスも毎日のように入ってきていたのですが、それも無いということで、それを全部の物差しとするのは良くないと思うのですが、前提としまして組合員の賦課金を上げましたので、組合員にしてみれば自分たちばかりが値上げされるというのはどうかということで、折り合いをつけたのがこの金額ということですが、今後は先生がおっしゃられたように、もっと深く掘り下げて考えていかなければならないと思っています。

○浅野事務局長

これは、事務局というよりも県の立場で申し上げなければならないことですが、ご承知のとおり、岐阜県の遊漁者の数ですが、一番多かったのが平成の5、6年頃だったのですが、その時で大体、延べで100万人ぐらいでした。この内の約7割がアユで約70万人ぐらいだったのですが、現在、アユの遊漁者は延べで40万人弱と、半分ぐらいに減ってきてしまっています。そして、もう一つ問題なのが、ある漁協さん

が遊漁者の年齢構成を調べられておりまして、それを見ますと平均年齢は50代半ばで、その後4年ぐらいの調査では毎年1年ずつぐらい平均年齢が増えていっている。どうということかと申しますと、新しい人が入ってきていない。リピーターといいますか、同じ人が年を重ねていっているだけということで、拡大の傾向が見られない。それで漁協さんがどういう努力をされているかといいますと、釣り教室とかを開催しまして、とにかく子供たちとか若い人たちが次の遊漁者になってくれるように、底辺が広がるようにと一生懸命努力されて、現在1/3ぐらいの漁協さんがこういった事業に取り組んでいます。そして、もう一つは、価格の高騰もあるのですが、この内水面漁場管理委員会で毎年12月に増殖指示数量というのが出されているのですが、やはりそれが一つの義務となっているものですから、その分だけ放流しなければならないということで、それが意味足かせになっているということで、それをやるためにはどうしても経費がかかると、経費はかかりますけど釣り人はなかなか増える気配が見えてこないという現状があります。また、組合員さんもここ数年ぐらい減ってきていて毎年1,000人ぐらい減ってきているのですが、組合員も高齢化していますので、賦課金は高齢者に対して安くされている組合さんが多いものですから、賦課金収入も減ってきているということで、経費はかかるが、収入は減るというジレンマの部分があるものですから、そういう中でいかに経費を節減しながら人を増やして収入を安定させようかというのが今の組合さんの課題になっています。また、この委員会の中で先ほど言いました指示数量の中で問題になりますのが、その数字が出るだけで単純にそれだけのお金がかかってしまう。昨日、会長さんをはじめとする漁連の執行部の皆さんと意見交換会を行いました。現在の指示というのは魚の放流だけが主体とされているのですが、計算しますとアユだけで3億5千万ぐらいが使われている。種苗費と輸送料と併せて。溪流魚、アマゴ、ヤマメ、イワナについても、これで1億ぐらい使われている。これがかなりの負担となっています。ですが、種苗で放流するからそういう金がかかってしまうということで、もう少し違ったかたちでもっと効率よく、例えば増殖方法を卵でやってみたらどうかとか、産卵場を造成する方法に変えてみたらどうかとか、そのものに金がかからず、手間賃もかからない方法を考えてもらえないかというご意見を結構いただきました。今年、議題としてかけられるかどうかは別にしまして、この委員会の中の指示数量の審議のときに、係るご検討もいただければ担当としてはありがたいと思っておりますので、この様なことも含めましてご理解いただければと思います。

○河合委員

ある電力会社の人の話なのですが、新天地指導者育成をやられているのですが、その中の傾向として50代の人たちが増えてきたという話がありました。リタイアした後には自分たちがどう過ごそうかということで、じっと家の中にいてもいけないので山に入ってみようかという、そんな傾向が出てきたということですから、山も川も一緒だと思いますので、うまくそういう年代の人たちが入りやすいような仕組みができないかと、油は値上がりしましたが、1,000円コースというのが出てきましたし、時代の特典をうまく捉えながら何か知恵を働かす必要は無かろうかと思っています。

○奥村委員

いわゆる、1万円、あるいは1万5千円が高いか安いかわからないのは非常に難しいところがあると思います。例えば昨年などは郡上漁協は非常に天然遡上が多かったということで、釣り人も何度となく来られました。また、溪流釣りでも、お客さんに土曜日か日曜日が放流日だかどうかと聞くと、ほとんどの方は平日で結構ですという答えなのです。それはなぜかといいますと、すでに定年退職されて暇をもてあまして、例えば郡上漁協は2月、3月で10回ぐらい場所を変えながら放流するのですが、その

時の顔ぶれはほとんど一緒です、いつもみえる方は。そのあたりを考えますと、根氣に来てみえる方にとってはこれほど安いものは無いのでなかろうかという思いもありますし、時には、若い人たちは、なかなかこれないこともあるかと思いますが、皆さんは、年釣り1万、あるいは1万5千円は、決して高くはないという考え方が非常に多いのでは無かろうかと思います。我々サイドから見ますと大変喜んで来ていただいているという印象です。

○神谷委員

どうしても（釣り人の総数は）決まってしまっているんです。それを、私どもの所に来ていただくのか、郡上に来ていただくのか、益田に来ていただくのか、その中の分捕り合戦になるんです。分捕り合戦になりますと、やはり釣れなければならない、川がきれいで無ければいけない、他の設備、トイレなども、色々と良くないと来てもらえないということで、どうしてもお金はかかります。そして、それで良いという方と高すぎるという方と両方みえますが、中には釣りができればいいと、一日ここで遊ばせてもらえればいいという方もみえます。去年、年釣りを買っていた方で、121回、雨が降っても来られた方がみえました。釣れなくても川まで来て帰るといふ、それぐらいの方もみえました。

○奥村委員

本当に考え方は様々です。若い子でも、釣れなくてもいい。この川に来て1日遊べればいいという方もみえます。それぞれの価値観があります。結構楽しんでいかれているものと思っております。

○渡辺委員

私の耳に入ってくるのは、若い人たちの「リタイアした人たちは毎日行けるのでいい。値段が高くてもしっかりと元がとれる。しかし、勤めている者は休日しか行けないので非常に不公平だ。」と言う声です。おっしゃられたように、1万円が高いか安いかわかっているのは、リタイアした人はいいいのですが、高校生のものもちょっと上がってしまっているの、そこがちょっと引っかけります。

○神谷委員

底辺の拡大は必要ですから、そういう意見をいただきまして、私どもも真剣に検討します。今、小中学生に対しましては釣り教室もやって、お父さんが来れば一緒にやっていたいだいたりしておりますが、その部分をもう少し、私どもも考え直さなければいけないと思っています。

○町野委員

これはアユではないのですが、私、ここの委員になりまして、3月1日から5月上旬まで高山管内で漁場環境調査ということでアンケートを100人以上から取りました。雑魚が主ですが、それで「遊漁料はどうですか」という話を聞いたら、高くてもいいという人が案外多いので、それは意外でした。高くてもいいから魚を良くしてほしい、川を良くしてほしい、そのためにお金を使う分については何ら問題は無いと。だから、現状でないといけないという人はほぼいなかったということで、それはちょっと意外でした。実際に現場で釣りをしている人を対象に、年代的には中学生から、70代の人までですが、今年1シーズン終わってからデータまとめて出させてもらおうかと思っています。

○奥村委員

今は自然とふれあう機会がなかなか無いということで、子供さんたちを川に連れて来て、釣るというよりも一緒に子供と遊ぶという人が随分増えてきました。昨年から私のところでやっているジュニアとレディースの大会、それまでは郡上漁協の中の小さな支部でずっと続けてきたものですが、子供が50人いれば、お母さん、お父さん、お婆さん、お爺さんなどもみえて会場が非常に盛り上がります。最近は川へ行く機会が少ないということで、皆さんの多くは釣るという目的よりも自然とふれあうことに関心を持たれて来てみえるように思います。

○吉澤委員

私は富山県との県境近くに住んでいるのですが、最近の若者のほとんどは海釣りです。海釣りは若者、40歳を過ぎて50歳近くになると川に入り始める。特に最近はこの様に不況で休みが多いということで、雑魚釣りの人が結構増えました。特に去年、リタイアされた方ですが、毎日来てみえて、雑魚の遊漁期間を過ぎてもやってみえたので、だめですよと言いましたら、家にいてもやることが無いということでしたので、アユの友釣りを薦めましたら10月の末まで、釣れても釣れなくても毎日やってみました。そして、その方が言うには、「パチンコに行けば年券の金額が1時間で無くなってしまいます。これほど安くて、楽しくて、体に良いものは無い」と。若い人たちも海へ行って釣りますが、1回行くとえさ代に5千円位かかかきまして、遊漁料はいりませんがえさ代が嵩みますので、あまり高くないのではないかと思います。

○皆川委員

今回金額を上げた漁協さんが何割くらいか教えてください。

○浅野事務局長

県内33漁協中5漁協です。

○駒田委員

釣った魚はどうしているんですか。

○神谷委員

私どもの方の感覚では持ち帰って食べているようです。

○桂川委員

豊橋の方から来て見える人なんかは甘露煮にしているということです。

○奥村委員

私どもの方には出荷・集荷施設がありますが、昨年はかなりの量を出荷していただきました。聞くところによりますと、ガソリン代が高くなったということで、事務所にどんと置いて行かれて、昨年は、4.5tほど集荷して岐阜市場に出したのですが、それ以外に産直したものもありまして、5tぐらいは皆さんが釣ったものを出荷しました。何度も来られる方は、近所に配って、親戚にも配って、他に配るところが無いということで置いて行かれましたし、昨年は特に、ガソリンの高騰が影響したのかなと思っております。

○吉村委員

それはアユだけですか。(アユだけです。)アマゴとかイワナはどうですか。(アマゴ、イワナは無いです。)

○駒田委員

県外の人などで釣った魚の処理に困っているということはないですか。どこかそういうところがあればいいのですが。

○浅野事務局長

民間の集荷業者、例えば長良川筋で申し上げますと、郡上漁協さんが共同出荷体制をしいておられます。これは、漁協さんがまとめて岐阜の市場に運んでおります。美濃とか岐阜市の方にまいりますと、川をまわる集荷業者さんがみえまして、その方が右岸側と左岸側をまわりまして市場に持って行って整理されています。益田川漁協さんは？

○桂川委員

金山に業者が2件ほどありまして、17時から18時までの間に集荷に来ます。

○奥村委員

ホテルや旅館と個人的に提携されている方もみえます。

○浅野事務局長

岐阜の中央卸売市場などはアユの競りをやっていますが、大垣とか高山などは持ち込みがありますので相対取引となっております。それぞれの組合員さんが市場に持って行かれる場合はあるようですね。

○駒田委員

そういうものが発達していくと結構楽しいですね。

○浅野事務局長

郡上漁協さんは戦前からやられているのですが、かなりのご苦労があったと聞いています。例え物が集まったとしてもうまく出荷しないと結局市場で値が付かないということになって、漁協の持ち出しとなってしまいますので、経費の。今でこそ郡上漁協さんの平均単価は18,000円とか10,000円ぐらいがつきますので、手数料を引いても十分やっていけると思うのですが。

○奥村委員

郡上漁協、地域団体商標をいただきましたが、これは長年の、郡上のアユの文化であり、歴史であると思います。氷のない頃、田んぼで氷をつくって、氷室で夏まで貯蔵して、それをアユに使って荷車で岐阜まで送ったという、先人の努力によって今の郡上鮎があると思っています。すごい歴史だと思っていますし、アユが生活を支えてくれたものと思っています。いわゆる専業漁師というものが郡上には非常に多くいました。おかげさまで昨年、味でも日本一になりましたし、市場での価値も高まりました。また、東京、京都へは、僅かですが直送もしています。これからは更に直送を増やしていきたいと思っています。ただ釣るだけでは無く、これからは組合員にお金がわたるような方法を考えることが大事になってくると思っています。

○河合委員

最近の傾向として、野菜なども自給率を上げるためにブランド化というのが進み始めてきてまして、私も来週、農林水産省がらみの研究会に出てくるのですが、ほんと、誇れる魚とか野菜とかをみんなで協力して高めていきたいですね。大垣も水がいいということでワサビを盛り上げようとしています。飛騨牛とか色々といわれ

始めてきてますから、是非がんばってください。

○戸部会長
他にございませんか。

○委員
（「異議なし」の発言）

○戸部会長
それでは、ご意見も尽きたようですので、ただ今から採決を行います。
お諮りいたします。議第2号「遊漁規則の一部変更について」は原案のとおり決定
することにご異議ありませんか。

○委員
（「異議なし」の発言）

○戸部会長
ご異議がないようですので、議第2号については原案のとおり決定します。
では、事務局、答申文案を朗読してください。

○松田書記
（答申文案の朗読）

○戸部会長
それでは、これをもちまして、本日の委員会を閉会します。どうもありがとうございました。

平成21年5月15日

会 長

議事録署名者

副会長

委 員

